

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	望月 雅博
【住所又は本店所在地】	東京都中央区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年3月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ビーロット
証券コード	3452
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	望月 雅博
住所又は本店所在地	東京都中央区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ビーロット 津田 和泉
電話番号	(03)6891-2525

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	望月 文恵
住所又は本店所在地	東京都中央区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ビーロット 津田 和泉
電話番号	(03)6891-2525

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 15
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年10月21日
訂正箇所	以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成30年3月27日付の管理有価証券信託契約に基づき、73,000株を株式会社SMB C信託銀行に信託しております。(委託者兼受益者:望月雅博、受託者:株式会社SMB C信託銀行)。同契約の追加として平成30年5月16日付の信託元本一部追加依頼書に基づき、999,900株を株式会社SMB C信託銀行に信託しておりましたが、令和7年10月21日付で、差し入れの一部200,400株の解除を行いました。当該契約上、信託財産に属する株券に係る議決権は、委託者の指図により受託者が行使するものです。

令和1年5月14日に取得した11,400株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和1年5月14日から2049年5月13日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和3年4月23日に取得した19,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和3年4月23日から2051年4月22日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和6年4月19日に取得した25,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和6年4月19日から2054年4月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成30年3月27日付の管理有価証券信託契約に基づき、73,000株を株式会社SMB C信託銀行に信託しております。（委託者兼受益者：望月雅博、受託者：株式会社SMB C信託銀行）。同契約の追加として平成30年5月16日付の信託元本一部追加依頼書に基づき、999,900株を株式会社SMB C信託銀行に信託しておりましたが、令和6年10月21日付で、差し入れの一部200,400株の解除を行いました。当該契約上、信託財産に属する株券に係る議決権は、委託者の指図により受託者が行使するものです。

令和1年5月14日に取得した11,400株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和1年5月14日から2049年5月13日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和3年4月23日に取得した19,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和3年4月23日から2051年4月22日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

令和6年4月19日に取得した25,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本契約により、提出者は当該株式について、令和6年4月19日から2054年4月18日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。